

平成16年6月1日

各

〔	都道府県	〕	衛生主管部（局）長 殿
	政令市		
	特別区		

厚生労働省健康局生活衛生課長
(公印省略)

シックハウス対策に関する医療機関への周知について（要請）

居住環境に由来する健康障害を総称するいわゆる「シックハウス症候群」については、これまで関係省庁との連携の下、病態解明に向けた研究等を推進するとともに、地方公共団体において保健所等での相談体制の整備等を図ってきたところであるが、引き続き体調不良を訴える者が適切に医療を受けられるようご配慮いただくとともに、下記の事項について貴管下医療機関に対し改めて周知方お願いする。

記

1. 診療報酬請求においては、傷病名として「シックハウス症候群」を用いることが可能であること。

なお、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について」（平成16年3月30日保医発033001号）別紙1Ⅱ第3の2（17）アにおいては、診療報酬明細書の「傷病名」欄に、原則として、「磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式」（平成3年9月27日）別添3に規定する傷病名を用いること、とされており、当該傷病名として「シックハウス症候群」（傷病名コード「8841326」）が収載されている。

2. 都道府県又は指定都市が開設する医療機関が、いわゆるシックハウス症候群の鑑別診断、カウンセリング等を行うことができる環境調整室（クリーンルーム）の整備を行う場合には、医療施設等施設・設備整備費補助金事業において、当該整備等に係る費用の3分の1の額に対し国庫補助が支出されること。